

平成 28 年度税制改正の概要

平成 28 年度の税制改正法案が可決成立し、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

今回の改正では

- ・ 成長志向の法人税改革等
- ・ 消費税率引上げと軽減税率制度の導入
- ・ 少子化対策・教育再生や地方創生の推進等
- ・ 国際課税ルールの再構築
- ・ 納税環境整備等 を柱とした改正となっており、主な内容は次のとおりとなっております。

なお、
の消費税率関係は、2 年半の延期がほぼ確定していますので省略します。

個人所得課税・資産課税関係

- 1 被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特別控除制度の特例の創設
被相続人が住んでいた土地・家屋を相続した相続人が一定の要件を満たす譲渡した場合、最大で譲渡所得の 3 千万円を控除（平成 28 年 4 月 1 日～31 年 12 月 31 日の譲渡に適用）
- 2 多世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例の創設
多世代同居のために キッチン 浴室 トイレ 玄関のうちいずれか 2 つ以上を増設工事した場合、
イ 借入金で工事・・・ローン控除
ロ 自己資金で工事・・・税額控除（平成 28 年 4 月 1 日～31 年 6 月 30 日の居住開始に適用）
- 3 セルフメディケーション控除（医療費控除の特例）の創設
疾病予防等の一定の取組を行う個人が特定の市販薬（いわゆるスイッチ O T C 医薬品）を購入した場合、1.2 万円超えた額（上限 8.8 万円が限度）を現行の医療費控除と選択で所得控除（平成 29 年 1 月 1 日～31 年 12 月 31 日の支払に適用）
- 4 国立大学法人等への寄附に係る税額控除制度の導入
国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構等に対する寄附金のうち、学生の就学支援事業に充てられることが確実なものについて税額控除の適用（28 年分の支払から適用）

国際課税関係

- 1 多国籍企業グループに対する税務当局への企業情報の報告の義務化
グループ間取引における価格算定のための詳細情報の報告（平成 29 年 4 月 1 日開始事業年度から適用）やグループの全体像に関する報告・国別の活動状況の報告（平成 28 年 4 月 1 日開始事業年度から適用）の義務化
- 2 台湾との租税取決めによる法整備
台湾との間の二重課税の排除をするため配当その他の所得に対する所得税・法人税の軽減又は非課税の整備（28 年 4 月 1 日から一年以内に適用予定）

源泉所得税関係

通勤手当の非課税限度額の引き上げ

交通機関を利用した場合等の通勤手当の非課税限度額の月額 15 万円（改正前：10 万円）への引き上げ（平成 28 年 1 月 1 日以後の通勤分から適用）

法人課税関係

1 法人税率（地方法人税率）の改正

区分		改正前	改正後		
適用関係		平 27.4.1 以後 開始事業年度	平 28.4.1 以後 開始事業年度	平 29.4.1 以後 開始事業年度	平 30.4.1 以後 開始事業年度
中小法人、一般社団 法人等公益法人等 とみなされている もの又は人格のない 社団等	年 800 万円以 下の部分	1 5 %	1 5 %	1 9 %	
	年 800 万円超 の部分	2 3 . 9 %	2 3 . 4 %		2 3 . 2 %
中小法人以外の普通法人		2 3 . 9 %	2 3 . 4 %		2 3 . 2 %
公益法人等	年 800 万円以 下の部分	1 5 %	1 5 %	1 9 %	
	年 800 万円超 の部分	1 9 %	1 9 %		
協同組合等又は 特定の医療法人	年 800 万円以 下の部分	1 5 % (1 6 %)	1 5 % (1 6 %)	1 9 %	
	年 800 万円超 の部分	1 9 % (2 0 %)	1 9 % (2 0 %)	(2 0 %)	
	特定の協同組 合等の年 10 億 円超の部分	2 2 %	2 2 %		
地方法人税率		4 . 4 %	4 . 4 %	1 0 . 3 %	

表中のカッコ書きは連結納税を行っている場合の税率を表しています。

今後、消費税率の引上げ延期に伴う改正もあり得ますので注意が必要です。

2 欠損金繰越控除の見直し(大法人の繰越控除額の縮減と繰越期間の延長)

- ・ 大法人の控除限度 現行：所得の 65% 28 年度～：60% 29 年度～：55% 30 年度～：50%
- ・ 青色申告欠損金等の繰越期間の延長 9 年 10 年
(1 年繰り下げて平成 30 年 4 月 1 日開始事業年度から適用)

3 減価償却資産の償却方法の見直し

建物付属設備及び構築物の償却の方法について定率法が廃止(平成 28 年 4 月 1 日以後取得から適用)

4 企業版ふるさと納税制度の創設

認定を受けた地方公共団体に対して支出した寄附金額の最大約 6 割を税額控除等により負担軽減
(平成 28 年 4 月 20 日～32 年 3 月 31 日までに支出されたものに適用)

5 生産性向上設備投資促進税制の廃止

平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止

6 所得拡大促進税制の整備

雇用者の数が増加した場合の税額控除の適用地域等を大幅に縮小するとともに、一定要件のもとで所得拡大促進税制との重複適用可(平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度まで)

地方税関係

- ・ 中小企業者が取得した生産性向上設備に係る固定資産税(償却資産税)の軽減措置の創設
計画認定を受けた中小企業者が取得した一定の生産向上設備に係る固定資産税の課税標準額を3年間1/2に軽減(平成28年7月1日~31年3月31日までの取得に適用)

納税環境整備関係

- 1 国税のクレジットカード納付制度の創設
インターネット上でのクレジットカード納付が可能となる制度(29年1月4日から利用可)
ただし、手数料は納税者負担となります。
- 2 加算税の加重措置の導入
 - ・ 調査の事前通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し(5~10%加重)
 - ・ 短期間に繰り返して無申告等を行った場合の加算税の加重措置(10%加重)
(平成29年1月1日以後の法定申告期限から適用)
- 3 マイナンバー記載の対象書類の見直し
 - ・ 青色申告承認申請書等主となる届け出書類と併せて提出されると思われる一定の書類の記載不要化
 - ・ 給与所得の扶養控除申告書で、既に個人番号の提示を受け、個人番号記載帳簿等を備えている場合の記載省略化(29年1月1日以後支払分から適用)

平成27年度以前に改正等がされたもののうち平成28年から適用される主なもの

- 1 所得税関係
 - ・ 給与所得控除上限額の見直し
現行の給与収入金額1,500万円まで245万円 1,200万円まで230万円(平成28年分)
平成29年分から1,000万円まで220万円に引き下げ(これにより年収1,500万円の給与所得者は25万円の課税所得が増加(増税)されることとなります。)
 - ・ ジュニアNISAの創設
 - ・ NISAの年間の投資上限額を現行:100万円 120万円(累積600万円)に引き上げ。
 - ・ 国外居住の親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化
- 2 法人課税関係
 - ・ 利子割制度の廃止

もっと詳しくお知りになりたい場合は、遠慮なくお問い合わせください。(文責:蜂矢)